

議案第22号

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和8年2月26日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年志摩市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「若しくは三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)」を加える。

第29条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

第31条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

第44条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

第47条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

附則第6条中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を、「配置される保育士」の次に「又は地域限定保育士」を、「当該保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

附則第7条中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

附則第8条中「必要となる保育士」の次に「又は地域限定保育士」を、「ならない保育士」の次に「又は地域限定保育士」を、「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

附則第9条中「を、保育士」を「又は地域限定保育士を、保育士又は地域限定保育士」に改める。

(志摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 志摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年志摩市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」を加える。

(志摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 志摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年志摩市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の

5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)」を「又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下この条において「地域限定保育士」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

(志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年志摩市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)」を「志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に、「新条例」を「同条例」に改め、附則第3項中「新条例」を「志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。